|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 小規模多機能型居宅介護 | ①職員の欠員による減算 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）・資格証・研修修了証の写し　原本証明必要 |
| ②若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ③看護職員配置加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※加算算定開始月のもの。【Ⅰ】常勤の看護師を１以上、【Ⅱ】常勤の准看護師を１以上【Ⅲ】常勤換算方法で看護職員を１以上・看護職員の資格証の写し　原本証明必要 |
| ④看取り連携体制加算（看護職員配置加算Ⅰを算定していない場合は算定不可。） | ・看取り連携体制に関する届出書（別紙９－４－Ｂ）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※加算算定開始月のもの。　※２４時間連絡体制を整備していることがわかるよう記載してください。・看護職員の資格証の写し　原本証明必要 |
| ⑤訪問体制強化加算 | ・訪問体制に関する届出書（別紙８－３－Ａ）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※訪問を担当する従業者がわかるように記載してください。　※加算算定開始月のもの。 |
| ⑥総合マネジメント体制強化加算 | ・総合マネジメント体制に関する届出書（別紙８－１－Ａ） |
| ⑦サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・ロ（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供強化加算に関する届出書（別紙１２－１０）・人材要件に係る算出表（参考様式２１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※届出日前一月のもの。※（Ⅰ）：介護従業者（看護職員を除く。）のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　（Ⅱ）：介護従業者のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。（Ⅲ）：介護従業者のみ記載し、勤続年数３年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。・介護福祉士の資格証の写し　原本証明必要　※（Ⅰ）を算定する場合に必要。・実務経験証明書 （参考様式２９）※（Ⅲ）を算定する場合に必要。 |
| ⑧介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| 小規模多機能型居宅介護（短期利用型） | ①適用開始 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※適用開始月のもの。・資格証・研修修了証の写し　原本証明必要・サービス提供回数に係る減算の対象となっていないことが分かるもの※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。（短期利用規定を明記） |
| ②職員の欠員による減算 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）・資格証・研修修了証の写し　原本証明必要 |
| ③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・ロ（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１２－１０）・人材要件に係る算出表（参考様式２１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）※届出日前一月のもの。※（Ⅰ）：介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　（Ⅱ）：介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。（Ⅲ）：直接提供職員のみ記載し、勤続年数３年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。・介護福祉士の資格証の写し　原本証明必要　※（Ⅰ）を算定する場合に必要。・実務経験証明書 （参考様式２９）※（Ⅲ）を算定する場合に必要。 |
| ④介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | ①職員の欠員による減算 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）・資格証・研修修了証の写し　原本証明必要 |
| ②若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ③総合マネジメント体制強化加算 | ・総合マネジメント体制に関する届出書（別紙８－１－Ａ） |
| ④サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・ロ（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供強化加算に関する届出書（別紙１２－１０）・人材要件に係る算出表（参考様式２１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※届出日前一月のもの。※（Ⅰ）：介護従業者（看護職員を除く。）のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　（Ⅱ）：介護従業者のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。（Ⅲ）：介護従業者のみ記載し、勤続年数３年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。・介護福祉士の資格証の写し　原本証明必要　※（Ⅰ）を算定する場合に必要。・実務経験証明書 （参考様式２９）※（Ⅲ）を算定する場合に必要。 |
| ⑤介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） | ①適用開始 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※適用開始月のもの。・資格証・研修修了証の写し　原本証明必要・サービス提供回数に係る減算の対象となっていないことが分かるもの※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。　（短期利用規程を明記） |
| ②職員の欠員による減算 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）・資格証・研修修了証の写し　原本証明必要 |
| ③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・ロ（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供強化加算に関する届出書（別紙１２－１０）・人材要件に係る算出表（参考様式２１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－４）　※届出日前一月のもの。※（Ⅰ）：介護従業者（看護職員を除く。）のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　（Ⅱ）：介護従業者のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。（Ⅲ）：介護従業者のみ記載し、勤続年数３年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。・介護福祉士の資格証の写し　原本証明必要　※（Ⅰ）を算定する場合に必要。・実務経験証明書 （参考様式２９）※（Ⅲ）を算定する場合に必要。 |
| ④介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |